

第1回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会 議事録

○ 日 時 令和8年8月3日（月） 10:30～12:00

○ 場 所 大分市役所議会棟4階 全員協議会室

○ 出席者

【委 員】

渡邊 博子 委員長、長崎 浩介 副委員長、荒金 一義 委員、
佐知 真由美 委員、増田 真由美 委員、片山 孝子 委員、
小岩 咲希 委員、正池 功 委員、足立 美乃里 委員、
田崎 敢 委員 （計10名）

【事務局】

企画部次長 村田 潤、企画課長 雨川 陽之、
企画課参事 清水 活喜、企画課参事 黒木 真由美、
企画課参事兼公共施設マネジメント推進室長 立花 博信、
企画課行政改革推進室長 大野 貴稔、企画課広域連携推進室長 椎原 進介、
企画課行政改革推進室主査 高橋 孝幸、企画課主任 深見 千尋

【傍聴者】

なし

○ 次 第

1、開会

2、委員長及び副委員長選出

3、委員長、副委員長あいさつ

4、議 事

（1）見直しに係る検討体制とスケジュールについて

（2）大分市まちづくり自治基本条例について

（3）条例の見直しについて

（4）その他

< 第1回 検討委員会 >

事務局	それでは検討委員会を始める前に、委員の皆様にご自己紹介をお願いさせていただきます。渡邊委員から委員の順番をお願いいたします。
委員	皆様、こんにちは。日頃より本学ならびに本学の学生たちが大変お世話になっておりまして、どうもありがとうございます。今回、市長もおっしゃってられましたように、非常に重く、なおかつ将来も考えていかないといけない大分市まちづくり自治基本条例ということで、この席に着かせていただいたことに感謝申し上げますとともに、非常に難しいところだなというふうに思っております。まちづくりのことですとか、その中には学生との関係性や本学の組織としての関係性などいろいろあるかと思しますので、そういうことも含め議論をさせていただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。
委員	皆様こんにちは。よろしくお願いします。大分市の自治会のお世話係をしております。この大分市まちづくり自治基本条例検討委員会は、皆様方も当然関係があるのですが、私ども自治会と関係が深い部分が多いだろうと思います。皆様と一緒に知恵を出しながら、大分市のまちづくりを進めていくための話し合いができたらと思います。今後4回ほど会議があるそうで、よろしくお願い申し上げます。挨拶代わりとします。
委員	皆様、こんにちは。若者の立場で参加させていただきました。私は去年の4月に、地元の神奈川県から大分市に引っ越してまいりました。現在は市内の企業で働きながら、通信制の学生をしております。私は難聴で補聴器を使っておりますので、どうぞご承知いただけますと幸いです。自分の立場から何かお役に立てるように頑張ります。どうぞよろしくお願い致します。
委員	皆様、こんにちは。大分市市民部長の足立と申します。市民部では自治の振興ということで、市民主体のまちづくり、市民協働のまちづくりに取り組んでおります。その市民主体や市民協働のまちづくりというのは、関係機関や関係団体の皆様、地域住民の皆様それぞれが、地域のことを思いながら活動していただいているおかげで推進できていると思っております。これからは皆様方の継続的な取組を少しでもサポートできるように取り組んでまいらなければならないと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
委員	皆様、こんにちは。大分市企画部長の正池でございます。皆様方におかれましては、本当にお忙しい中、本検討委員会委員を引き受けて下さり、誠にありがとうございます。4回ほど会議をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
委員	福祉保健部長の田崎でございます。よろしくお願いいたします。
委員	大分商工会議所からまいりました。大分商工会議所では今年バザーを開催

	し、少しでも皆様の役に立てるようにと、頑張ってやっております。その他に、国際ソロプチミスト大分みどりの会員をやっておりまして、資金を調達し、ネパールの識字教育などの取組を、ネパールに行って実情を見たりもしながら約30年行っております。また、DV等で避難されている方の支援として、洋服や下着などすぐに必要な物品を買う資金を差し上げています。そして、自立して出ていく時には、その時に必要な資金をお貸ししております。市長さんがおっしゃっていたように、今回は重要な役割とのことで、お役に立てるかどうか分かりませんが、よろしくお願いいたします。
委員	皆様こんにちは。大分市民生委員児童委員協議会からまいりました。今回初めてこの会に参加させていただきます。まちづくりという言葉や、どのように会が進んでいくのかというところに興味は持っておりますけれども、お力になれるかどうか分かりませんが、よろしくお願いいたします。
委員	皆様、こんにちは。大分社会福祉協議会からまいりました。よろしくお願いいたします。社会福祉協議会では地域福祉の推進ということで、直近で一番関わりを持っているのは、佐賀関大規模火災の被災者に対しての支え合いセンターです。2月1日から現在も毎月毎週訪問させていただいて現状を把握しているところでございます。地域に寄り添った支援を続けていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
委員	皆様、こんにちは。日本文理大学経営経済学部で会計学を教えております長崎と申します。平素は本学の教育活動にご理解・ご協力いただきましてありがとうございます。うちの学生も地域の皆様に育てていただいております。私はこの大分市まちづくり自治基本条例検討委員会への参加が2回目になります。私は大分市に赴任いたしまして、7年目になりまして、その前は神戸市に住んでおりました。専門的な視点はもちろん、よそ者の視点で議論に参加ができたらと思っております。これから4回、よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。続きまして、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。
事務局	事務局の企画部次長の村田でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	企画課参事の清水と申します。よろしくお願いいたします。
事務局	企画課参事兼公共施設マネジメント推進室長の立花です。よろしくお願いいたします。
事務局	企画課参事の黒木と申します。よろしくお願いいたします。
事務局	企画課広域連携推進室の椎原と申します。よろしくお願いいたします。

事務局	企画課行政改革推進室大野でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	企画課行政改革推進室の高橋と申します。よろしくお願いいたします。
事務局	企画課の主任の深見と申します。よろしくお願いいたします。
事務局	改めまして、企画課長の雨川です。どうぞよろしくお願いいたします。以上の職員で説明させていただきます。それでは改めまして、第1回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会を開会いたします。なお、本日は高橋委員さんからご欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。次に、本委員会の委員長及び副委員長の選出を行いたいと存じますが、委員長及び副委員長は委員の互選により選出することとなっております。どなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。
委員	事務局に一任。
事務局	ありがとうございます。事務局に腹案がございますので提案させていただきます。それでは事務局案といたしまして、委員長に大分大学理事兼副学長渡邊博子様、副委員長に日本文理大学経済経営経済学部教授長崎浩介様をそれぞれ推薦したいと存じます。皆様いかがでしょうか。
委員	異議なし。
事務局	それでは、渡邊委員長、長崎副委員長、席のご移動をお願いいたします。ここで渡邊委員長よりご挨拶をいただきます。
委員長	改めまして渡邊でございます。ただいま皆様のご承認をいただきまして、大分市まちづくり自治基本条例検討委員会委員長を仰せつかりました。大変僣越でございますが、この職で頑張らせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。当検討委員会は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために、市民主体によるまちづくりを行うことを自治の基本理念として掲げ、大分市の最高規範として位置づけられる条例である大分市まちづくり自治基本条例の規定の検討に関し、広く市民の意見を聞くために設置され、皆様の意見を踏まえ、市長に提言を行うという役割を担っております。委員の皆様とともに運営して参る所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。 先ほど市長からもありましたが、やはりまちづくりとともに、皆様自分事としてぜひ考えていただければと思いますし、市民の幸せな暮らしの実現と同時に、よりよい自治をどう実現していくか、本当に忌憚のないご意見・ご示唆をいただければと思います。理念条例といいますか、非常に大事な条例でありますし、おそらく内容自体は理想形としてしっかりと設置されているので、条例自体を変更するというよりも、むしろ運営ですとか、皆様の気持ちに沿ったまちづくりをどう実行していくかというところが大事であると思いますので、その運営方法や方針などに時間を割いていただければありがたいかなと思います。

	す。いずれにいたしましても、皆様の生の声を聴いて、率直なご意見を伺い議論させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
事務局	ありがとうございました。続きまして、長崎副委員長よりご挨拶をいただきます。
副委員長	改めまして、ただいま副委員長を拝命いたしました長崎でございます。副委員長ということで、委員長を助けまして、会の円滑な進行に努力してまいりたいと思いますので、皆様もご協力の方よりしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。それでは、これより議事に入らせていただきます。本検討委員会の議長は委員長が務めることとなっております。渡邊委員長、進行をお願いいたします。
委員長	それでは、これより渡邊の方で議事を進行させさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。本検討委員会ということで、まず議事の①でございます。「見直しに係る検討体制とスケジュールについて」、事務局からのご説明をお願い申し上げます。
事務局	それでは着座のまま説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。大分市まちづくり自治基本条例見直しに係る検討体制とスケジュールにつきまして、資料１に沿ってご説明いたします。資料１の１ページをご覧ください。大分市まちづくり自治基本条例の検討体制についてでございます。検討体制といたしまして、資料左側赤字で記載しております。大分市まちづくり自治基本条例検討委員会、下側に記載しております大分市まちづくり自治基本条例庁内検討委員会の２つの組織を設置しております。庁内検討委員会につきましては、松田副市長を委員長として、条例の見直しに係る調査研究などを行うこととしており、条例の見直しのあり方について検討を行ってまいります。また、大分市まちづくり自治基本条例検討委員会が本検討委員会のこととなりますが、学識経験者、各種団体の代表者、令和８年度自分とまちを彩る若者会議の委員の方にご参加をいただきますほか、市職員も参画しております。本検討委員会では、８月から１０月にかけて条例の見直しについて協議、検討を行っていただき、その結果について１１月を目途に市長にご提言いただくこととしております。いただきました提言内容のほか、パブリックコメント及び議員からの意見、庁内検討委員会の検討結果を踏まえ、条例の見直し等のあり方について決定してまいりたいと考えており、その結果、条例の改正が必要な場合は、改正案について令和９年第１回定例会以降において議案を提出する予定としております。 ２ページをご覧ください。ただいま説明しました検討の流れを大分市まちづくり自治基本条例見直しのスケジュールに示しております。資料左側をご覧ください。大分市まちづくり自治基本条例検討委員会において、計４回の会議を開催する予定でございます。本日８月３日が第１回会議でございます。委嘱状を交付するとともに、条例の内容説明を踏まえ、ご検討をいただきたいと思います。

	ております。その後、第2回を8月下旬、第3回を9月下旬に開催予定としており、条例の見直しについて、文言面、運用面から検討いただくとともに、第3回には提言書の構成についてご検討いただくこととしております。次に、第4回を10月下旬に開催し、提言書についてご協議いただき、11月中旬には市長へ提言報告いただくこととしております。その後、ご提言、パブリックコメント及び議員からの意見を踏まえた条例の見直しのあり方について、資料右側の大分市まちづくり自治基本条例庁内検討委員会で検討した上で、大分市として判断していく予定としております。大分市まちづくり自治基本条例見直しの検討に係る検討体制とスケジュールの説明は以上でございます。
委員長	ご説明ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見あるいはご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。なしということでよろしいでしょうか。それでは次の議事に移りたいと思います。議事②「大分市まちづくり自治基本条例について」、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	それでは議事②大分市まちづくり自治基本条例につきまして、資料2に沿ってご説明いたします。 1ページをお開きください。1、大分市まちづくり自治基本条例についてでございます。大分市まちづくり自治基本条例とは、市民、議会、行政が市民主体のまちづくりを進めるための基本的なルールを定めたものでございます。この条例の策定前までは、自治を進める際に大分市をより良くするために市民は何をすればよいのか、議会行政にはどういった役割があるのかといったそれぞれの役割をきちんと定めた条例はありませんでした。まちづくり自治基本条例は、これを明らかにするとともに、行政運営のあり方や市民参画の仕組みを定めた大分市の最高規範と位置づけられる条例でございます。2、本条例の必要性についてでございます。地方分権改革の進展により、地域の特性に合ったまちづくりが進められるようになってきたとともに、市民ニーズの多様化等により、政策の形成過程等から市民が関わるができるように、基本的な方針などを明らかにすることも求められています。このような時代の変化や要請に応え、大分市の特性を生かした独自のまちづくりを協働して進めるために、市民、議会、行政それぞれの役割や責任を明らかにし、ルール化したものがまちづくり自治基本条例です。3、本条例制定の経過についてでございます。大分市における自治基本条例の取り組みは、平成19年度に庁内の職員で構成する大分市自治基本条例庁内研究チームを立ち上げたことから始まりました。その後、平成20年度に市民、議会、行政から構成される大分市自治基本条例検討委員会を立ち上げ、約4年にわたり延べ93回の会議を開催する中で、条例の素案を練り上げるとともに、延べ22会場での市民意見交換会の開催や2度の市民意見公募手続きを実施し、平成24年に条例化に至りました。 2ページをご覧ください。4、本条例ができた後のまちづくりについてでございます。本条例に規定される内容の大部分は、すでに大分市においても取り組まれているものでありますが、必要な情報を共有することで市民参画の機会が確保され、市民の意見がより市政に生かされるようになり、市民主体のまち

	づくりが進むものと期待されます。5、本条例の見直しにかかるこれまでの検討についてでございます。本条例の附則において、5年を超えない期間ごとに市民の意見を聞いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずると規定されていることから、平成28年度と令和3年度に見直しに係る検討を行いました。学識経験者や各種団体の代表者、一般公募の市民等を委員とする大分市まちづくり自治基本条例検討委員会において検討を進めた結果、平成28年度及び令和3年度ともに条文の条文を見直す必要はないとの結論に至り、その提言を受け、大分市として条文の改正はしないとの決定に至っております。 3ページをお開きください。本条例のポイントについてでございます。まず、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために、市民主体でまちづくりを行うことを自治の基本理念として掲げ、その下の基本原則として市民総参加の原則、情報共有の原則、協働の原則の3つを据えております。 4ページをお開きください。市民、議会、行政の役割と責務を記載しております。市民はまちづくりに参画することができること、市政に関する情報について公開や提供を求めることができること、互いの権利を尊重することなどを謳っております。議会は、住民の代表機関、本市の意思決定機関を担うこと、市民福祉の向上を図ることを基本とすることなどを謳っております。そして、行政は、事務の管理執行権限の適正な行使をすること、市民福祉の向上を図ること、全体の奉仕者として職務に従事することなどを謳っております。以上のポイントを明文化したものが本市の大分市まちづくり自治基本条例で、次の5ページのような構造になっております。まず、前文では、この条例を制定する意義を市民が宣誓する形で記載しております。そして、第1章として目的や言葉の定義を定めています。第2章は基本理念、基本原則であり、先ほど3ページの条例のポイントで説明させていただいた点を明文化しております。第3章では、先ほどご説明しました資料の4ページ、市民、議会、行政の役割と責務を謳っております。第4章から第6章までは、自治の仕組みとして行政運営、6ページになりますが、市民参画とまちづくりの推進という大きく3つの項目で分類しております。この部分については、市民主体のまちづくりの具現化するための方法や考え方について述べており、各条項の理念の下、行政が行う取り組みの具体例を赤字で記載しております。そして最後に、第32条では、この条例が本市の自治の最高規範であることを規定しております。以上が条文全体の構成でございます。条例の概要説明は以上でございます。
委員長	ご説明ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問あるいはご意見がございましたらお願いいたします。ご意見等なしということでよろしいでしょうか。後ほどの議論の中でいろいろとご意見をいただければと思います。それでは続きまして、議事の③でございますが、「条例の見直しについて」、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	続きまして、条例の見直しについてですが、資料3大分市まちづくり自治基本条例の見直しに係る検討に当たっての視点に沿ってご説明いたします。上段の枠内をご覧ください。本条例の見直しに係る検討の根拠規定は、附則の第2

	項でございますが、本条例の逐条解説において、同項は、本条例の規定が常に時代の流れに沿った内容に保たなければならないことを前提として、本条例の施行日から5年を超えない期間ごとに市民意見を聞いた上で内容の検討を行い、その結果次第では条文の改正等を行うことを規定しています。としています。 このことから、市民の代表である本検討委員会におかれまして、下段の3つの視点に基づきご検討いただきたいと考えております。中段矢印の下をご覧ください。3つの視点といたしましては、（１）日頃の活動等を通じて感じている社会情勢の変化、まちづくりや自治の課題はあるか。（２）（１）の変化や課題に対応し、市民主体のまちづくりを推進していくためにどのような方向性が求められるか。（３）本条例の規定に市民から見てわかりにくい表現はないかでございます。これらの視点に基づき検討を重ねていただき、最終的に本検討委員会からの提言として、条例改正の必要性や今後のさらなる市民主体によるまちづくりの推進に向けての提言を取りまとめていただきたいと考えております。説明は以上でございます。 委員長 ご説明ありがとうございました。ただ今の条例の見直しについてのご説明につきまして、ご質問あるいはご意見等がございましたらお願いいたします。 検討の視点の（１）～（３）ということで、この度の検討委員会において、私どもが何をすべきか、あるいはどういう方向に持っていけばいいのかというところをご説明していただきました。これから4回にわたって、この検討委員会の中で、皆様のご意見をまとめながら、市長への提言書をまとめていくことになるかと思えます。様々なご意見ですとか、ご希望やご要望といったこともお聞かせいただければと思っております。まず、初回でございますので、皆様方それぞれのお立場から、この大分市まちづくり自治基本条例に関するお考えでもいいですし、あるいは、先ほど事務局から3つほど挙げていただきました見直しの視点ということからでもいいのでお聞かせいただきたいと思います。まちづくりですとか、自治に関わる課題、あるいは社会情勢の変化でしたり、（２）のところでは市民主体のまちづくり、あるいは市民主体のまちづくりをされているような自治会や自治といったようなものを、事例を見ながらでも、それを本当の意味で推進していくためにどういう方向性があるか、あるいは自治基本条例自体の内容についてのご質問、ご意見等何でも構いません。今日は初回ということで、忌憚のないご意見をお1人ずついただくというような形でもよろしいでしょうか。 委員 ちょっと気がついたことがあるのですが、大分市の特性を生かした独自のまちづくりを協働して進めるための条例ということで、今まで2回ほどの見直しもありましたが、大分市の特性を生かした見直しや取組というのは何かありますか。まずその点から聞きたいなと思えます。資料2の、2. まちづくり自治基本条例の必要性の下段の方に書いている「大分市の特性を生かした独自のまちづくり」。これが私ども自治会としても欲しいところです。今まで2回ほど見直しがあり、どのような形で特性を生かしたものがあったかということを教えてください。以上です。
--	--

委員長	事務局、ご回答をお願いしますでしょうか。
事務局	今のご質問に対してお答えをいたします。大分市の特性を生かした取組として、このまちづくり自治基本条例の見直しを契機として取り組んだかどうかということは置いておいて、委員もご存知だと思いますけれども、地域まちづくりビジョンがございます。それぞれの地域の特性を生かしたビジョンを市民の皆様からご提言をいただいて、フォローアップ会議の中で行政の職員とともに課題解決が図られるような取組を行ってきたということも、大分市の特性を生かしたまちづくりの取組の1つであり、このまちづくり自治基本条例がその基本にはあるものと考えております。
委員	はい、ありがとうございます。まちづくり自治基本条例の中にある通り、地域まちづくり交付金っていうのがありますが、これは遅々として進んでない。特性を生かしたやり方は、これだけ見ても進んでないのだから、今一度、「特性を生かした」の部分も皆で話し合ったらいいのではと思います。
委員長	「特性を生かした」というところで何か具体的にありますでしょうか。
委員	そうですね、難しいですけど、やはり小藩分立という大分の独自性があると思うので、昔の大分県の一村一品運動みたいな形で、融合してまちづくりできるのではないかなというのがあります。その中において、市民側に持ってくる部分が多々見られます。やはり三位一体ということで、行政、それから私も地域ということで一緒にやらなければ。下ろすだけということでは、まちの方はやはりちょっと疲弊しているところもあるわけですね。また、行政の方やいろんなコーディネーターの方から、こういうのはいかがでしょうかと言ってくれた方が私どもとしてはやりやすいと思います。自分の気がついたことは声に出して、このような形で私どもの方は賛同でき、一緒にできますよということを答えられたらと思います。
委員長	ありがとうございました。また後ほどご意見をお伺いしたいと思います。〇〇委員いかがですか。何か、気付いた点、それから外から来られて、この大分市にお住まいになられてどう感じられたかということも含めて、もしよろしかったらご意見ください。
委員	そうですね、恥ずかしながら、今回こちらの会に参加することになって、初めてこの大分市まちづくり自治基本条例を読んで、今の段階では特に内容に違和感を感じておりません。議論していく中で何かしら違和感や変えた方がよさそうなところがあったら、ご提案をさせていただこうと思います。また、私自身は県外から去年大分市に引っ越してきたということで、大分市に1年3ヶ月ほど住んでいるのですが、地元に住った頃よりも大分に来てから一人暮らしを始めていく中でいろいろなことに関心を持ったところがあるので、どうしても地元に住んでいたころとの単純な比較は難しいところはあるのですが、そのよう

	な観点でも今後発言できたらなと思います。以上です。
委員長	ありがとうございます。〇〇委員は神奈川県から来られたのですよね。大分は暮らしやすいですか。住まれている地域の方々の接し方とか、人の関わりみたいなのところはどうか。具体的に教えていただけますか。
委員	暮らしやすいとは思いますが。
委員長	ゴミの出し方とかかなり分別が細かいですよね。
委員	確かにそう思います。他の市に住んでいる友達のゴミ出し事情を聞いてみたら、大分市はだいぶ細かいなとは思ったりもしました。
委員長	ありがとうございます。毎日回収に来てくれて、サービスが整っているというか、行き届いているところもあって、それは行政の力でもあると思います。その分やはり市民たちもしっかりと分別をしていかなければいけない責任もあるので、お互い頑張っているところかなと思ったりもします。ご意見ありがとうございました。また後ほどお聞かせください。では、次の委員お願いいたします。
委員	私は長いこと商売していましたので、あまり外に出てなくて、学校関係などの団体に50歳を過ぎてから入っていろいろとやってきました。この前、娘たちと話していたら、PTAに入っていない子どもさんは祭りに参加できないようになっていて聞きました。議題に合っているのかはわかりませんが、誰でも参加できるような形にしていただけるといいのではないかと思います。いろんな方の意見を聞きましたら、それを踏まえて考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
委員長	ありがとうございます。商売をされてこられる中での、地域のあり方のご視点など、何かお話があればぜひ伺いできればと思うのですが、いかがでしょうか。商売されながら地域ってどうだったかとかですね。
委員	やはり地域で育てていただいていますので、地域の関わりには参加はさせていただきました。PTA関係もやってきましたが、昔は皆さん協力的にされていました。この頃、私の娘は祭りに出て教えています。PTAに入っていないからこの人は来たらいけないよとか、そういうことを聞いているから、全般的に参加して、地域を盛り上げていきたい、そういう活動ができるといいなっていることを言っていました。
委員長	ありがとうございます。PTAという視点は本当に大事なところで、やはり取り巻く環境が変わることで、意識や実態っていうのは本当に変わっている部分だと思います。PTAはよく例にも取り上げられると思いますので、今のご意見はとても大事な視点でして、PTAのあり方、学校関係のあり方のご指摘ありが

	とうございました。次の委員、お願いいたします。
委員	今回初めて大分市まちづくり自治基本条例をお聞きしました。今の話を聞いて、大分市が市民の意見を聞くという姿勢を持っているというのは感じたところです。そして市民と行政が協働で役割分担しながら行っていくというような考え方なのはとてもよく分かりました。ただ、私たちの意見を取り入れるという姿勢としては素晴らしいなっているのはあるのですが、協働で、仕事内容を分割しながら行っていくということに関しては、私たちは民生委員だからかもしれませんが、一般市民の役割の負担が非常に大きくなっております。あれもこれもというように、一般市民に持ってくる内容が多くなってきているというのが私の個人的な意見です。行政が悪いとかそういったことではないのですが、他の委員もおっしゃったように、やっぱり市民だけがするものではないと思います。また、民生委員はいろいろな相談業務をしておりますので、その相談業務に関して行動するための情報が得られないとか、そういったこともあります。学校関係ももう少し子どもたちの情報を開示していただいて、もう少し皆さんが協力をし合いながら行っていくといいのかなと。一部の方だけの働きではなくて、一般市民皆さんが活動できるような取組、仕組みで行っていければ、負担が少しずつ減るのかなと思ったりしながら、今聞いておりました。
委員長	どうもありがとうございます。そうですね、負担と同時にその分散化っていうところですね。わかりました。ありがとうございました。では次の委員、お願いいたします。
委員	先ほど話をさせていただきましたけれども、社会福祉協議会では、佐賀関大規模火災の支援をさせていただいております。熊本の大地震もありました。佐賀関の大規模火災もありました。災害に対して、どのような危機管理体制が必要なのか、そういう視点も必要だと思います。前回の見直しにも参加をさせていただいて、その時はコロナがありましたので、条文ではなく逐条解説の中で、感染症対策という言葉に触れたという経過があります。このまちづくり自治基本条例は、条文を変えていくというのは大変難しいことだということを理解させていただきましたので、いかに逐条解説の中で市民にわかりやすく、どのような対応をすればよいかということを書き込んでいくか、そしてそれをいかに広報していくかということが重要なことだと思います。広報の視点で言えば、前回の話し合いの中でも、まちづくり自治基本条例を知っている市民が少ないという話も出ていましたので、前回以降にまちづくり自治基本条例について、どれだけ市民に公開した事例があるのか、ちょっと気になったりもします。やはり見直しをするにあたって、先ほどの市長の話ではないですけども、広く市民の意見を聞くということがありましたので、ぜひともそういう機会を今後も持っていただきたいなというふうに思いました。それからまた、先ほどの佐賀関の話になりますけれども、条文の中にも地域コミュニティという言葉があります。佐賀関は過疎地で高齢化率も高いところですが、日頃からのつながりがとても強く、佐賀関大規模火災におきましては火災元の方だけが亡くなられましたけれども、他の方々は怪我人、死傷者もなく過ごすことができたというこ

	とは、佐賀関の奇跡ではないかと社会福祉協議会で言っているところです。社会福祉協議会の中でも、これから高齢化が進む、1人暮らしが多くなる、そういう意味も含めて、地域コミュニティをどのように作っていくのかということが大事だろうなということで、いかに寄り添っていくのかという話が出ています。ですから、その辺りは地域コミュニティなのか、市民の責務なのか、協働なのか。そして自助、共助、公助もありますけど、やはり互助という、お互い様というところも視点としては必要なのではないかなというふうに感じたところです。以上です。
委員長	どうもありがとうございました。大きな柱としては、地域コミュニティのあり方、まちづくりの基本のところにもなってくるかと思いますので、ぜひこの会で検討していければと思いますし、ご意見をいただければと思います。自助、公助、共助、互助ということで、互助というところの大切さを教えていただきました。
副委員長	それでは私から、現在の条例を見た中で2点、申し上げたいと思います。逐条解説をご覧くださいければと思います。まず、第31条の多様な文化の尊重等ということで、多様性に関する規定があります。ここについては時代背景を踏まえますと、多様な文化とか価値観というところですが、この条例の制定当時からしますと、文化というよりは、その人の特性ですね、より多様性と言いますか。例えば LGBTQ の方や、定住外国人等、多様な背景を持ったメンバーが市の中にいるということで、こちらについてはアップデートの可能性があるのではないかなというように思っております。 それと、少し戻りますが、第12条、これは財政運営で、特に中期的な財政見通しについての話をしております。既に単年度の予算だけでなく、中期的な財政見通しについても公表されているところだろうと思いますけれども、現在の規定の中にその公表義務についての言及が特にないので、市民に分かりやすく伝えるというところで、なんらか規定があったらいいのではないかなというふうに思っているところです。私からは以上でございます。
委員長	第31条はこの条文自体を少し変えたほうが良いということですかね。
副委員長	アップデートするとすれば、より踏み込んだ記載が必要な状況になっているのではないかなというように思っています。
委員長	先生が言われるところの文化というよりも、LGBTQ はじめ価値観の多様性ということで、ここに既に書かれているとすることは難しいですか。変えたほうが良いということであれば、逐条解説の改訂で対応できるかななども含め、4回の会議の中で検討していければと思います。
副委員長	そうですね。解説ところで入れるというのも1つのやり方ですし、条例本文というところだけではなく、新たなものを読み込んでいくというのも1つ方向性だなというふうに思っております。

委員長

ありがとうございました。具体的な検討事項ということで出していただきました。今後の検討課題の中に必ず入れ込んでいただければと思います。

今、委員の皆様のお話をお伺いいたしました。順番に行きますと、やはり大分県の中の大分市の特性っていう部分をこの条例の中に、あるいは運用や解説の中にどのように活かしていくかっていうところ。

それから、PTAをはじめとして、これまで当たり前であった組織のあり方みたいなもの、集団のあり方、コミュニティのあり方というものが、やはり価値観の変化ですとか、取り巻く背景で変わってきているので、それをどう受け止めて、どうこの中に盛り込んでいくかっていうところ。

あとはそういう中での役割分担の見直しというところ。

それから、私もそう思ったのですが、前回の見直しでご提示をさせていただいたまちづくりの見直し等に関する提言に関して、どういう形で対応されたかっていうところをお伺いできればと思っております。まちづくり自治基本条例を知っているか、知っていないか、あるいは知らせ、周知するためにどういう方法をとられたのかということ自体と、それからいくつかご提示させていただいている内容の取組について、教えていただければということ。

そして地域コミュニティということで、新たな側面からのアプローチというものが大事だということ。

それから具体的な内容に関してのご指摘があったというところでございました。

となりますと、やはりこの条例自体の理念というものが今でも通用するかどうかというところについて、おそらく私は通用するのではないかなと思ってお話を進めてまいったところではあるのですが、委員のおっしゃるような形で、もっともっと踏み込んだ記載が必要ではないか、あるいは現状に合った記載が必要ではないかというところで、検討の必要はやはりあるのだなというところ。

それから、このまちづくり自治基本条例に従った運用の中での課題、あるいは運用に関わる解説の中での課題のあり方、例えばコミュニティですとか、市民参加ですとか、情報の伝達ですとか、市民への周知といったようなところの具体的な運用方法というものをどう捉えられているかというところ。

それから、やはり社会の変化、コロナというものが前回の検討委員会の中ではすごく大きな現象というか状況でしたが、今はそういう感染症なども少し収まりつつある中で、災害であるとか火事であるとか、そういうところの取り組み方、実際に起こった時の市民や行政の対応の仕方をしっかり踏まえて考えていく必要があるということ。

それから、そういうことを踏まえた上で、条例と実態とのギャップをどう埋め込んでいくかというところなのかなと思いました。

もしかしたらそういう中で、大分市の特性を見るにあたっても、他の市町村の状況や先進事例があれば、そういう事例などとの比較などもまた必要になってくるのかなと思ったりもいたしました。

皆様方、本当に意見ありがとうございます。

この中でも4名が、前回の提言に関わっている委員の皆様なのですが、その

	中で周知と同時に、市民のまちづくりへの積極的な参画の方法であったり、子どもというところを少し取り上げて、子どもの権利の部分であったり、それから市民の意見の聴取の仕方ですとか、それをどう生かしているかということなど、いくつかご提示をさせていただきました。市民のまちづくりの積極的な参画の方法の部分ですが、条文自体には踏み込まなかったので、「積極的に」という言葉を残したままなのですが、あまりにも強制的という捉え方もできるのではないかと、懸念されるのではないかとということもありました。この提案が、どういう形で実現をされているのか、あるいは取り組まれているのかということ、次回以降でもいいのですが教えていただければということ。 あと、市長がおっしゃっていた総合計画との関係性をどういうふうに私どもが扱っていけばいいかということを含めまして、何かコメント等ありましたらお願いできればと思います。
事務局	企画課長雨川でございます。周知の点について、基本的には、ホームページに公開することと、市民から問い合わせがございましたら、まちづくり出張教室という形で、条例についてご説明に行くという対応を取っておりますが、名前が堅苦しくて、市民からの依頼がないというのが現状でございます。それ以外につきましても、令和4年度に大分県立芸術短期大学の授業の中で条例を紹介させていただくお時間をいただき、それと併せて条例を知ってもらうための漫画のようなパンフレットを作って配ったりした実績もございます。それ以外の内容につきましては、また改めて次回の会議の中でお話しさせていただきたいと思います。以上です。
委員長	前回の見直し時に、若者をターゲットとした SNS の普及ですとか、あと覚えやすく馴染みやすいネーミング、サブタイトルをつけたらどうですかというご提案を多分させていただいたと思うのですが、そこに関しても何かありましたら。
事務局	その点について具体的に取り組んだ事例というのが今手元にはございませんので、また改めて説明したいと思います。
委員長	はい、ありがとうございます。あとは、大分市まちづくり自治基本条例ということが周知されることが大事なのか、あるいはそういうことをもう皆さんの体の中に浸透させるというか、実際にまちづくりの中、地域づくりの中、地域コミュニティの中で行っていくことの方が大事なのかということもあるかと思いますので、そこは同時並行で、まちづくり自治基本条例を別に知らなくても、本当に元気なまちですとか、自治会ですとか、そういうところもやっぱり実際にあって、それがどういう仕組みで元気なのかということを見ることもまた大事なのかなと思ったりもします。そういうことも含めまして、またいろいろご教示いただければと思います。併せて周知に関しましてご意見等いいですか。〇〇委員、若者の代表として、何かいい方法等ありますか。
委員	私としては、大分に引っ越して来る前は地域のこと等何もわからなかったの

	ですけれども、去年、たまたま自分とマチを彩る若者会議に参加したことによって、まちとのつながりだとか、それをきっかけに大分市の公式 LINE をチェックするようになったりですとか、そういったことがありました。あくまでも私の感覚なのですけれども、条例などについていっぱい言われましても、最初はあまりピンとこないところがやっぱりどうしても一般市民だと多いのではと思うので、結局市民が何かに直接参加することで、こういうのがあるんだというような認識になっていくのかなと思います。
委員長	どうもありがとうございます。そして、その参加の仕方がハードルも高くなく、誰もが参加できるような体制がやっぱり必要だなというところですね。そこで先ほど委員からの意見にもありましたように PTA については今までのあり方だったら、どうしてもバリアがあるところもあるだろうというところで、新しい仕組みみたいなものができるといいなというご提案でしたよね。何かご意見ありますか。
委員	やっぱり皆さんがいろいろ見つめていかないと、それは進んでいかないと思うんですけれども、一步一步、私たち年長の者から、下の人に伝えていくとか、そういうこともやっぱり大事でしょうね。
委員長	そうですね、本当の意味での多世代の交流ですよ。そういったところで、自治会のお話をお伺いできればと思います。今いろいろな課題も山積されていて、その中で先行してうまくいっているところという話も含めてあればお聞かせください。
委員	この条例の中にもあるのですが、当然私たちも今の市長と同じで、人間が中心ということでやっています。地域のコミュニティ、そして PTA の分解というのはもう本当に進んでいます。ここのところを、いかにして止めることができるかというのが喫緊の課題となると思います。それで、先ほど他の委員から民生委員の仕事も多いとかも出ましたが、いろんな部分でもそういったことがあるので、納得のいくような形で、こういう分解しそうなところに早めに手を打っていかねばということを考えております。地域の集まり、僕は好きなんです。いつもどンドン前に出てやっています。そうすれば、自ずといろいろできることもあります。私も自営業で酒屋をやっています。商売の形でやったら人が多く集まる。これを広げればいいと思うんですよ。やはり年齢差、それから世代という部分も出てくると思いますから、これは難しいと思います。だけど、どこかで誰かが止めないといけないのです。今の課題なんですね。今、地域のコミュニティが破壊、分解すれば、行政も大変になってくると思います。私の住んでいる地域でも今、子ども会がなくなってきましたが、少し形を、目線を変えました。子ども会、これを高齢者がする。僕ら以上の年齢の人で元気な人がたくさんおります。子ども会の話だけになります。そういう高齢者の方に代表者と旗振り役になっていただく。これは近いうちに私の地域の方では行うことができると思います。子ども会に保護者の方はいるが旗振り役がなかなかいないというのが、要するに地域コミュニティの分解の現状です。僕は

	もうできるだけ好きだな、楽しいなというような形で、自治会として毎月事業をやっています。いかにして皆に知っていただくか。行政のどの会議等に参加しても言っておりますが、顔の見える自治会ということで、自分がどんどん率先して動かないと、と思っております。これが良いか悪いかわかりませんが、私の趣旨に賛同してくれている方も少しずつ増えていると思っております。今のところ、自己評価としては良しということにしておりまして、住んでいる地域の中では、ありがたいなと皆さん思ってくれているのではないかなと思います。私のことをちょっと癖があるなと思っている方もいらっしゃるのではないかなとも思っていますが、会長を、現に続けているということは、良しということだと私の方は考えております。
委員長	ありがとうございます。他の自治会はどううまくいってないところもあるかと思えます。その点何かご意見はありますでしょうか。
委員	大分市に自治会組織は約650団体ありますが、その中にはやはり旗振り役を押し付けでやらされたということも耳にします。そういう自治会は絶対衰退してくると思います。だから、そういうのではなく、やり方をちょっと変えれば良いと思います。もし長が1人じゃだめなら、長を2人にすればいいんですよ。1人では負担が重くても、2人で負担を半分にしたら、いろんな部分ができるんじゃないかなと思っております。そのようなことでうまくいっている自治会もありますから、役だなというところもある。その条件の方はそういうふうに旗振り役の在り方を考えること、それともう1つ言われるのが、やはり人口、世帯数ですね。やっぱり年齢差という部分もあるのだろーと思います。現状、高齢者が対象の事業などはたくさんあるように感じますが、先ほど委員長も言われたように、将来の大分市や日本を託すような子どもの方にも少しウェイトを置いていったら良いのではと思っております。
委員長	やっぱり熱い思いを持ったリーダーの旗振り役の方がいらっしゃるか、いらっしゃるかどうかで大きく違ってくるかと思えます。そういう方の育成も、これからとっても大事な任務ですよ。そこをなんとかしていけないといけないので、またいろいろとお知恵をいただければと思います。いろいろなアイデアをぜひまた創出していってください。ありがとうございます。
委員	皆で知恵を出し合いましょう。
委員長	そうですね。ありがとうございます。他の皆さんはいかがでしょうか。何か補足の点等ございましたら、どうぞ。
委員	今地域コミュニティの話が少し出て、自分のところのコミュニティの話をしたいと思えます。今ほとんどのところが子ども会がないような状況になっております。PTAも学校にないですよ。そういう中で、情報が入らなくなったっていうのは先ほども言ったつもりなのですが、私が住んでいる地域では、親御さんが責任を負ったり、お金を出したりっていうのが嫌だという

	ことで子ども会が潰れました。それで、私たちの自治会で子ども会を作りました。そうすると、自治会でするので、お金も出さないでいいし、役員もならないでいいよってところから、入ってくる子どもたちは増えております。そして、子どもが来るっていうことは、やはり親御さんも来ます。その中で親御さんたちが私たちを見て、これを手伝おうか、あれを手伝おうかというふうな形で、だんだん自治会に入ってきています。人数はまだ少ないのですが、そういった傾向にあるってところが非常にいいなと思っています。積極的に委員をすとか、役員をすとかいうことはなくても、手伝いますという子どもさん、親御さんたちが増えてきたってところに非常に、良かったという思いがあります。 しかし、先ほど言ったように、学校側が、PTA がなくなったことで、いろんな手伝いを、保護者にあまり求められなくなったのかなと思うのですが、それを地域に持ってくる。地域は、言われたらしますよ、みたいところで協力していくのですが、やはり高齢者が多いので、だんだん負担になってきます。そうすると、学校は何をしているのかな、という疑問になってきます。そういったことが、地域の感覚としてはちょっと困ったなと。もう少し学校側が私たちを信用して開いてくれるとありがたいなって思うようなところがちょっと見え隠れしています。それと、今、時代の流れに沿った内容にしてくれているっていうお話がありましたけれども、そういったこと言えば、地域コミュニティってというのは非常に大事なところではないかなと思いますので、今後いろんなことに頑張っていきたいなとは感じております。
委員長	ありがとうございます。ご経験に基づく内容で大変よく分かりましたし、お二方のお話を伺って、やはりリーダーシップと、それからアイデアですとか、人を巻き込む力というか、巻き込む仕組みですかね、背中を見てというところもあるのかもしれないですけども、誰かが頑張ればそこに追随するような人もいるということで、巻き込み方ですかね。そういうところがうまくいくといいのではと思いました。学校、小中学校との関わり方については、この検討委員会の中での検討にどう入れ込めばよろしいでしょうか。事務局、少しお知恵をいただければと思います。
事務局	学校につきましては、教育委員会と相談させていただきたいと思います。特に最近は、個人情報をすごく強く守っていかないと、ひどい事件につながるなどの事例がございますので、そのような中で、どこまで地域に対してその個人情報を出していけるかという観点になろうかと思います。一度教育委員会と話す中で、この中での取扱いをするかというのも考えていきたいと思っております。
委員長	ありがとうございます。ぜひお願いいたします。あとは現時点で皆さん何かご意見等ありましたらお願いをできればと思うのですが。先ほど委員がおっしゃっていた、大分市の特性ということでキーワードをいただければと思うのですが。小藩分立、それからこの条例の前文のところに書いてある産業、文化、歴史ですね。ものづくりの市であったり、産業生業が、非常にしっかりとした

副委員長	ところであるというふうなところもあるかと思うのですが。副委員長、大分市の特性というのを何かキーワードあれば教えていただければと思います。 こちらに来て7年になりますけれども、やはり非常に住みやすいです。人がいいというところはありますね。とは言いながら、私も実際に地域に入っているかどうかということになると、やっぱりかなり心もとないところはあります。大分市も中核市ですので、外から入ってきて、それこそ進学で来られたとか、就職の機会で来られたとか、あるいは大きな企業も立地していますので、転勤なり就職なりで来られるという方がいらっしゃるというところで、そういった方に、どういうふうにご参加いただけるか、取り込んでいくかというのも1つポイントになろうかと思います。私自身もこういう会議に呼ばれていても、地域に十分参加できているのかということになると、かなり心もとないところがあります。正直、住んでいる地域でどういうふうな活動をされているのかというのは、いま一つわからないというところでもあります。巻き込んでいく仕組みとして、一番有力なのはやはりお子さんがいらっしゃるということだと思います。お子さんがいるから、PTAにも行くし、子ども会にも行くしというところで、それなりにまちづくりのリーダー的な人がリクルートされていくという仕組みがあるのだろーと思いますけれども、なかなかそこに乗らない人、特に若年者だとか、単身者みたいなところ、あるいはその転勤で来られた方というところ。そこをどう巻き込んでいくとかというのも、1つのまちづくりの課題といいますか、1つの改善のポイントなのではないかというふうなことは思います。
委員長	そうですね。その特性をどう取り込んでいくか、巻き込んでいくかというところも、特徴みたいなものを入れ込めばいいというところになります。ありがとうございます。他にはいかがでしょう。何かキーワードはどうでしょうか。ほかの委員の方は大分市のご出身や大分市にずっとお住まいでしょうか。
委員	私は結婚して大分市に来ました。北九州方面で育って来ましたから、大分県のこととはあまり知りませんでした。結婚してずっと仕事をしておりましたので、地域的なことはわかるのですが、なかなか自治会活動などには参加できず、ぼちぼち知っているぐらいになります。一番下の娘は祭り好きになりまして、大分市の祭りには全部出ています。そして金池小学校に、祭りのチキリンばやしとかを教えに行ったりして頑張っています。祭りは大分市の中ではまとまっていて、いろんなところの地域の方が頑張っていますね。
委員長	ありがとうございます。今日「祭り」というキーワードがたくさん出ています。祭りなどのイベントも大分市にはたくさんあると思うので、やはりそういうことをきっかけに考えていくべきところですね。
委員	子どもの時代から8月の祭りの神輿などにずっと出ているんですが、やはりそれで盛り上がりはしますね。

委員長	ありがとうございます。他に、何かキーワードでお示しいただけることがありますか。なければ、大分市の特徴みたいなものをどう捉えるかということも、次回までの課題としてぜひいろいろお考えをいただければと思います。時間もそろそろ来ておりますので、今日欠席の委員からも意見をお預かりしているということです、事務局から概要のご紹介をお願いいたします。
事務局	今日欠席されている高橋委員におかれましては、今お手元にお配りのような形でご意見をいただいております。日頃いろいろ活動をされているようで、その中で感じられたこととして、1点目、市民主体のまちづくりを進めるためには、関心を持っている人へ情報を届けるだけでなく、地域活動に関わったことがない人が偶然でも地域との接点を持てるような仕組み作りが重要であると考えますというご意見で、先ほど会議の中で委員の皆さんから出たご意見に若干通じるものがあるのではないかなと思っております。2点目が、変化や課題に対し、市民主体のまちづくりを推進していくためにどのような方向性がということですが、それについては、自治とか条例という言葉は若者にとっては難しく距離を感じやすいと。しかし、実際内容を確認すると、高校生以上であれば理解ができるだろうから、伝え方を工夫して、より多くの方が関心を持つきっかけにつながるのではないかとということで、まちづくりを進めるためには、市民の参加意欲を高めるだけでなく、参加したいと思った時に、そのきっかけに出会える環境を整えることが重要だと感じていますというようなご意見を事前に寄せてくださっています。以上でございます。
委員長	ご紹介ありがとうございます。しっかりした意見を出してくれていいですね。頼もしいというかですね、今度ここで意見を言ってくれることが楽しみであります。ぜひ若いお2人でこの会を盛り上げていってもらえればと思うので、お願いいたします。どうもありがとうございました。時間もそろそろ来ておりますので、まだご意見があるかと思いますが、この辺で終わりにしたいと思います。今回、要望ご意見を出していただきましたので、その意見を整理していただき、第2回以降で、引き続き協議検討していくということで、事務局の方で内容をお作りいただければと思います。そういうところで皆様よろしいですかね。
委員	はい。
委員長	ありがとうございます。それでは次の議事ということで、最後、議事④がございました。その他について事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	その他は特にございません。
委員長	ありがとうございました。それでは以上をもちまして、第1回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会を終了させていただきたいと思います。拙い司会で大変恐縮でしたが、今後とも、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。今日はどうもありがとうございました。お返しいたします。

事務局	渡邊委員長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、ご多忙の中、大変ありがとうございました。次回につきましては、8月下旬を予定しております。日程決まり次第、事務局よりご案内させていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。 本日はどうもありがとうございました。
-----	--